

「ご契約のしおり」正誤表

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

紫色の表紙「ご契約のしおり」(財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険、財形終身年金保険)

お客さまが加入されたご契約及び本正誤表の対応箇所は、次のとおりです。

	保財 険形 積立 貯蓄	保財 険形 住宅 貯蓄	保財 険形 終身 年金
正誤表 ホ00040-1の上段 (P37~43の正誤)	○	○	○
正誤表 ホ00040-1の下段 (P42の正誤)	○	○	—
正誤表 ホ00040-2 (P59の正誤)	○	○	—
正誤表 ホ00040-3 (P106~107の正誤)	○	○	○

紫色の表紙「ご契約のしおり」(財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険、財形終身年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P 37~43 (奇数ページ) 【誤】

インデックス(見出し)

特約

P 37~43 (奇数ページ) 【正】

インデックス(見出し)

保険金などのお支払い

P 42 【誤】

4 保険金又は年金のご請求に必要な書類

(1) 財形積立貯蓄**保**険及び財形住宅貯蓄**保**険

書類等	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	住宅の取得等に関する書類(勤労者財産形成促進法施行令第14条の9第1項第1号に基づく書類) ※財形住宅貯蓄保険に限ります。	保険金受取人の戸籍抄本	重度障害の状態になられたことを証明する会社所定の医師の診断書(障害診断書)	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本) ※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	-	○	-	○	○
重度障害による死亡保険金	○	○	-	-	○	○	○	○
満期保険金	○	○	-	○	○	-	○	○

P 42 【誤】

4 保険金又は年金のご請求に必要な書類

(1) 財形積立貯蓄**保**険及び財形住宅貯蓄**保**険

書類等	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	被保険者の死亡が偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものであることを証明するに足りる書類	住宅の取得等に関する書類(勤労者財産形成促進法施行令第14条の9第1項第1号に基づく書類) ※財形住宅貯蓄保険の基本契約に限ります。	保険金受取人の戸籍抄本	重度障害の状態になられたことを証明する会社所定の医師の診断書(障害診断書) ※偶発的な外来の事故又は会社所定の感染症によるものに限る。	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本) ※性別及び生年月日を証明する書類	保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証 ※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	○	-	○	-	○	○
重度障害による死亡保険金	○	○	-	○	-	○	○	○	○
満期保険金	○	○	-	-	○	○	-	○	○
死亡返戻金	○	○	○	-	-	○	-	○	○

紫色の表紙「ご契約のしおり」(財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険、財形終身年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 5 9 【誤】

第 1 返戻金額例

3 保険金額の減額変更の場合の返戻金額

(財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険に限ります。)

お支払いする返戻金額は、変更前の責任準備金額から変更後の責任準備金を差し引いた金額となります。

$$\text{(責任準備金の額)} \times \frac{\text{(減額された保険金額)}}{\text{(満期保険金額)}}$$

(注) 契約日から起算して3年を経過する前のときは、ご加入後の経過期間に応じて、上記の金額の95/100から99/100までとなります。

P 5 9 【正】

第 1 返戻金額例

3 保険金額の減額変更の場合の返戻金額

(財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険に限ります。)

お支払いする返戻金額は、変更前の責任準備金額から変更後の責任準備金を差し引いた金額となります。

(計算式と注意書きを削除)

「ご契約のしおり」正誤表

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

紫色の表紙「ご契約のしおり」(財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険、財形終身年金保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P106～107 【誤】

支店のご案内

区域名	名称	所在地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西3条南8-10
東京	深川支店	〒135-8799 江東区東洋4-4-2
信越	新潟支店	〒951-8799 新潟市東堀通七番町1018
東海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市住吉町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市旭町8-1
近畿	堺市店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市葛磨区中島1139-29
九州	長崎支店	〒852-8106 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-0045 鹿児島市武1-8-8

P106～107 【正】

支店のご案内

区域名	名称	所在地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西三条南8-10
東京	深川支店	〒135-8799 江東区東陽4-4-2
信越	新潟支店	〒951-8799 新潟市中央区東堀通七番町1018
東海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市清住町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市中区旭町8-1
近畿	堺支店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市飾磨区中島1139-29
九州	長崎支店	〒852-8794 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-8794 鹿児島市武1-8-8